

玉東町耐震化緊急促進アクションプログラム2019

1 目的

玉東町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、玉東町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、玉東町耐震改修促進計画第4章第1に基づき策定する。

3 平成31年度の計画

| | | |
|--|---|--|
| 取組内容 | 財政的支援 | |
| | 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行う住宅所有者等に対して補助を行う。 | |
| 普及啓発等 | ①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度は平成30年度までに耐震診断実施後、耐震改修等を行っていない者に個別訪問を実施（②共通取組） ・町全ての住宅所有者にダイレクトメールを送付（固定資産税の納税通知書に啓発チラシを同封） | |
| | ②耐震診断実施者に対する耐震化促進 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にリーフレットを配布* ・平成31年度は平成30年度までに耐震診断実施後、耐震改修を行っていない者に個別訪問を送付（①共通取組） | |
| | ③改修事業者の技術力向上等 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関と連携した、耐震改修に関する技術講習会を年1回以上実施 ・工事業者情報を容易に取得できるよう、耐震診断結果報告時に配布するリーフレットにリフォーム評価ナビ等、国交省補助事業採択サイトのアドレスを記載* | | |
| 目標 | ④一般への周知普及 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌を活用し補助事業の周知を実施 ・防災イベント等において補助事業のブース展示を実施 ・補助事業に関するリーフレット等の作成・配布 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断実施：3戸* ・耐震改修設計費補助：-戸 ・耐震改修工事費補助：-戸 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計改修工事一括補助：1戸 |

※熊本県が実施する戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業により実施

4 前年度（平成30年度）実績・自己評価

| | |
|------|---|
| 実績 | 財政的支援 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断実施：0戸※ ・耐震改修設計費補助：0戸 ・耐震改修工事費補助：0戸 |
| | 普及啓発等 |
| 自己評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌を活用し補助事業の周知を実施（年1回） ・自治会回覧板を活用し補助事業の周知を実施（年1回） |
| | 課題 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 |
| | 改善策 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地区座談会での説明、補助制度概要パンフレット配布や補助制度周知ポスター掲出等により補助制度を積極的にPRする。 |

※熊本県が実施する戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業により実施

